

「職長・安全衛生責任者教育」開催のご案内

建設業においては、事業主は、新たに職務に就くこととなった職長その他の作業中の労働者を直接指導・監督する者に対して、「一定の教育(職長教育)」を実施することが労働安全衛生法(第60条)で義務付けられています。

また、厚生労働省は、安全衛生責任者(安衛法第16条)の役割の重要性から、事業主に対して安全衛生責任者に対する「一定の教育(安全衛生責任者教育)」を、更に、建設現場の職長が安全衛生責任者を兼務する実態から「職長教育」と「安全衛生責任者教育」を統合した「職長・安全衛生責任者教育」に、加えて、リスクアセスメントの努力義務化に伴う「リスクアセスメント教育」の追加を、行政通達(平12.3.28基発第179号、改正平13.3.26基発第178号、改正平18.5.12基発第0512004号)で示しています。

つきましては、この法令・行政通達に基づく標記教育を下記要領で開催いたしますので、ご案内申し上げます。

記

1. 開催日時 令和3年9月2日(木)～3日(金)
1日目9:00～17:30 2日目9:00～17:10

2. 講習場所 労働基準会館 北九州市小倉北区田町11-15

3. 受講料及び振込先 **【受講料・テキスト代は消費税込です。】**

会員	13,050円(受講料12,000円 テキスト代1,050円)
非会員	14,100円(受講料 // 円 テキスト代2,100円)
振込先	福岡銀行小倉支店(普通)608214【お振込みは2週間前までにお願いします】 。建設業労働災害防止協会福岡県支部小倉分会

4. 申込方法 申込書のご提出(2週間前までにお願いします) → 受講料・テキスト代のご入金 → 事務局から講習2週間ほど前に「受講票」を会社宛てにお送りいたします。

5. 申込先 〒803-0817 北九州市小倉北区田町11-15 労働基準会館2F
建設業労働災害防止協会福岡県支部小倉分会
TEL 093-591-8131 FAX 093-591-8163

6. その他 ①欠席及び遅刻により受講できなかった場合は、受講料は返還いたしません。

(遅刻した場合は受講できませんのでご注意ください)

②ご記入していただいた氏名、生年月日などはこの講習以外では一切使用しません。

③定員(24名)になり次第、締め切らせていただきます。

④講習会開始時刻までに必ず出席してください。(遅刻した場合は受講できませんので、ご注意願います)

⑤定員を大幅に下回る場合は、中止する事がありますので予めご了承ください。

